

短期入所生活介護 虹 料金表

介護給付短期入所生活介護利用料（要介護1～要介護5）

令和4年4月1日現在

	日額（非課税）		
	1割	2割	3割
基本料金：要介護度1	¥696	¥1,392	¥2,088
基本料金：要介護度2	¥764	¥1,528	¥2,292
基本料金：要介護度3	¥838	¥1,676	¥2,514
基本料金：要介護度4	¥908	¥1,816	¥2,724
基本料金：要介護度5	¥976	¥1,952	¥2,928

※長期ご利用者様（連続して30日を超えて）同一の指定短期入所生活介護に入所した場合は上記の所定単位数から1日につき△30円（2割の方は△60円/3割の方は△90円）の減額となります。

	日額（非課税）		
	1割	2割	3割
◎送迎代（片道）	¥184	¥368	¥552
看護体制加算（Ⅰ）	¥4	¥8	¥12
看護体制加算（Ⅱ）	¥8	¥16	¥24
看護体制加算（Ⅲ）イ	¥12	¥24	¥36
看護体制加算（Ⅳ）イ	¥23	¥46	¥69
医療連携強化加算	¥58	¥116	¥174
在宅中重度者受入加算（Ⅰ）	¥421	¥842	¥1,263
在宅中重度者受入加算（Ⅱ）	¥417	¥834	¥1,251
在宅中重度者受入加算（Ⅲ）	¥413	¥826	¥1,239
在宅中重度者受入加算（Ⅳ）	¥425	¥850	¥1,275
夜勤職員配置加算（Ⅱ） ※夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合。	¥18	¥36	¥54
◎夜勤職員配置加算（Ⅳ） ※夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合。 ※夜勤帯を通じて、看護職員を配置している又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること	¥20	¥40	¥60
◎認知症行動・心理症状緊急対応加算 認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。	¥200	¥400	¥600
（利用開始から7日を上限として起算）			
◎若年性認知症利用者受入加算 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めており、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない場合。	¥120	¥240	¥360
◎緊急短期入所受入加算 ご利用者様の状態や家族等の事情により、居宅サービス計画に位置付けられてない短期入所生活介護を緊急に行った場合。	¥90	¥180	¥270
※利用開始から7日を限度として算定 （やむを得ない事情がある場合は14日が限度）			
◎サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ・介護福祉士が80%以上配置されていること ・勤続10年以上の介護福祉士が35%以上いること ※上記いずれか1つ満たしていること	¥22	¥44	¥66
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 介護福祉士が60%以上配置されていること。	¥18	¥36	¥54
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ・介護福祉士が50%以上 ・常勤職員が75%以上又は勤続7年以上が30%以上 ※上記いずれか1つ満たしていること	¥6	¥12	¥18
（※Ⅰ～Ⅲのいずれか1つのみ算定可能）			

※上記加算は、毎月の利用者様及び職員の状況等により変わる事がありますので、ご了承をお願い致します。

	日額（非課税）		
	1割	2割	3割
◎療養食加算（療養食提供時） ※1日につき3回を限度とする	¥8/回	¥16/回	¥24/回
機能訓練体制加算	¥12	¥24	¥36
個別機能訓練加算	¥56	¥112	¥168
認知症専門ケア加算Ⅰ	¥3	¥6	¥9
認知症専門ケア加算Ⅱ	¥4	¥8	¥12
生活相談員配置等加算	¥13	¥26	¥39
	月額（非課税）		
	1割	2割	3割
生活機能向上連携加算Ⅰ	¥100/月	¥200/月	¥300/月
生活機能向上連携加算Ⅱ 1	¥200/月	¥400/月	¥600/月
生活機能向上連携加算Ⅱ 2	¥100/月	¥200/月	¥300/月
	※個別機能訓練加算を算定している場合	※個別機能訓練加算を算定している場合	※個別機能訓練加算を算定している場合
◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に8.3%を乗じた単位数		
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に6.0%を乗じた単位数		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に3.3%を乗じた単位数		
※上記介護職員処遇改善加算については（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか1つのみ算定可能。			
◎介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の2.7%を乗じた単位数		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の2.3%を乗じた単位数		
※上記介護職員等特定処遇改善加算については（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれか1つのみ算定可能。 ※上記介護職員等特定処遇改善加算については令和1年1月1日より算定を開始致します。			

※令和4年4月1日時点で、当事業所が取得している加算は◎がついている加算となります。

※上記加算は、毎月の利用者様及び職員の状況等により変わる事がありますので、ご了承をお願い致します。

		日額（非課税）
滞在費		¥2,040
食費	朝食代	¥307
	昼食代	¥617
	夕食代	¥626

※食費について

利用者負担第1段階の方は1日につき上限負担額300円、利用者負担第2段階の方は1日につき上限負担額600円、利用者負担第3段階①の方は1日につき上限負担額1,000円、利用者負担第3段階②の方は1日につき1,300円となります。

※滞在費について

利用者負担第1段階・利用者負担第2段階の方は1日につき820円、利用者負担第3段階①・②の方は1日につき1,310円となります。

なお、利用者負担第4段階の方の食費・滞在費については共に施設基本料金となります。

※介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを利用した場合（連続して30日を超える利用の場合も含む）

・1日あたり＝各要介護度の10割+2,040円（滞在費）+1,550円（食費）…非課税

・交通費は片道1,840円（非課税）

※自宅⇄虹以外の場所へ送迎をご利用の場合は、10割自己負担（片道1,840円（非課税））となります。

介護予防給付短期入所生活介護利用料（要支援1・要支援2）

令和4年4月1日現在

	日額（非課税）		
	1割	2割	3割
基本料金：要支援1	¥523	¥1,046	¥1,569
基本料金：要支援2	¥649	¥1,298	¥1,947

	日額（非課税）		
	1割	2割	3割
◎認知症行動・心理症状緊急対応加算 認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。	¥200	¥400	¥600
（利用開始から7日を上限として起算）			
◎若年性認知症利用者受入加算 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めており、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない場合。	¥120	¥240	¥360
生活相談員配置等加算	¥13	¥26	¥39
	月額（非課税）		
	1割	2割	3割
生活機能向上連携加算Ⅰ	¥100/月	¥200/月	¥300/月
生活機能向上連携加算Ⅱ 1	¥200/月	¥400/月	¥600/月
生活機能向上連携加算Ⅱ 2	¥100/月	¥200/月	¥300/月
	※個別機能訓練加算を算定している場合	※個別機能訓練加算を算定している場合	※個別機能訓練加算を算定している場合
	日額（非課税）		
	1割	2割	3割
認知症専門ケア加算Ⅰ	¥3	¥6	¥9
認知症専門ケア加算Ⅱ	¥4	¥8	¥12
◎サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ・介護福祉士が80%以上配置されていること ・勤続10年以上の介護福祉士が35%以上いること ※上記いずれか1つ満たしていること	¥22	¥44	¥66
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ・介護福祉士が60%以上配置されていること。	¥18	¥36	¥54
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ・介護福祉士が50%以上 ・常勤職員が75%以上又は勤続7年以上が30%以上 ※上記いずれか1つ満たしていること	¥6	¥12	¥18
（※Ⅰ～Ⅲのいずれか1つのみ算定可能）			
◎送迎代（片道）	¥184	¥368	¥552
◎療養食加算（療養食提供時） ※1日につき3回を限度とする	¥8/回	¥16/回	¥24/回
機能訓練加算	¥12	¥24	¥36
個別機能訓練加算	¥56	¥112	¥168

◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に8.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に6.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に3.3%を乗じた単位数
※上記介護職員処遇改善加算については（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか1つのみ算定可能。	
◎介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の2.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の2.3%を乗じた単位数
※上記介護職員等特定処遇改善加算については（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれか1つのみ算定可能。	
※上記介護職員等特定処遇改善加算については令和1年1月1日より算定を開始致します。	

※令和4年4月1日時点で、当事業所が取得している加算は◎がついている加算となります。

※上記加算は、毎月の利用者様及び職員の状況等により変わる事がありますので、ご了承をお願い致します。

		日額（非課税）
滞在費		¥2,040
食費	朝食代	¥307
	昼食代	¥617
	夕食代	¥626

※食費について

利用者負担第1段階の方は1日につき上限負担額300円、利用者負担第2段階の方は1日につき上限負担額600円、利用者負担第3段階①の方は1日につき上限負担額1,000円、利用者負担第3段階②の方は1日につき1,300円となります。

※滞在費について

利用者負担第1段階・利用者負担第2段階の方は1日につき820円、利用者負担第3段階①・②の方は1日につき1,310円となります。

なお、利用者負担第4段階の方の食費・滞在費については共に施設基本料金となります。

※介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを利用した場合（連続して30日を超える利用の場合も含む）

・1日あたり＝各要介護度の10割＋2,040円（滞在費）＋1,550円（食費）…非課税

・交通費は片道1,840円（非課税）

※自宅⇄虹以外の場所へ送迎をご利用の場合は、10割自己負担（片道1,840円（非課税））となります。